



安全衛生通信

【令和7年2月号】

北海道労働局

化学物質管理強調月間

厚生労働省では「化学物質管理強調月間」を創設し、2月1日～2月28日を期間として実施します。

初年度となる今年度のスローガンは

「正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう」



労働基準局広報キャラクター
「たしかめたん」

となっております。

この化学物質管理強調月間を契機として、それぞれの職場において、危険・有害な化学物質の管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着が図られるよう取組をお願いします。

北海道労働局HPに化学物質管理強調月間の実施要綱やリーフレット及び新たな化学物質管理について掲載されており、URL又はQRコードからダウンロードできます。

https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/roudou-eisei/_119861_00005.html



化学物質管理に関するオンラインセミナーのご案内

日 時：令和7年2月28日（金）14:00～15:30

内 容：これからの化学物質管理について

参加方法等：参加無料、オンラインでの実施、定員100名
（北海道産業保健総合支援センターでの申し込みとなります。）

<https://www.hokkaidos.johas.go.jp/on-line-seminar/>



屋根の除雪作業における墜落・転落災害防止等について

災害防止のポイント



墜落制止用器具（ハーネス型、胴ベルト型）の取付け設備を設け、作業者に墜落制止用器具・保護帽を使用させてください。

※ 高さ6.75mを超える場合、胴ベルト型は使用できません。

ハーネス型 →



監視者を配置して、1人作業は行わないでください。



移動はしごは、はしごの上部を固定又は他の作業員がはしごの下方を支えて、上端を60cm以上突き出して使用してください。



屋根の除雪作業では上下作業を行わないでください（立入禁止）。



悪天候や気温が上がり落雪のおそれがあるなど、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止してください。